

## 5 臨床栄養師資格認定細則

(総 則)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第6条に規定する臨床栄養師の資格認定（以下「資格認定」という。）について、必要事項を定める。

(資格認定)

第2条 資格認定は、認定試験及び認定論文審査により行う。なお、認定試験及び認定論文審査の実施に必要な事項は、「臨床栄養師認定試験・認定論文実施要綱」で定める。

2. 認定試験は、認定研修の履修を修了した者でなければ受験することができない。
3. 認定論文審査は、臨床栄養師研修委員会が指定した者による事前指導を受けた者でなければ審査を受けることができない。
4. 認定研修は、講義 100 時間の認定講座と 900 時間の臨床研修からなる。

(資格認定の要件)

第3条 資格認定の要件は、臨床栄養師資格認定申請書の提出時において、管理栄養士であって、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の会員であること。

(資格認定の審査・決定)

第4条 臨床栄養師の資格認定については、臨床栄養師認定審査会規則第7条第1項の規定により、臨床栄養師認定審査会がその審査を行い、理事会がこれを決定する。

(資格の喪失)

第5条 認定登録臨床栄養師は次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- ① 正当な理由を付して臨床栄養師としての資格を辞退したとき。
- ② 学会の会則に従って、会員としての資格を喪失したとき。
- ③ 申請書類に虚偽が認められたとき。
- ④ 臨床栄養師認定登録に関する規則第6条第3項の規定に該当するとき。
- ⑤ 臨床栄養師認定登録に関する規則第8条第1項の規定に該当するとき。
- ⑥ 3年以上学会費を滞納し、督促にも応じないとき。

(資格認定の取消し)

第6条 臨床栄養師認定審査会は、臨床栄養師認定審査会規則第7条第1項の規定により、臨床栄養師として適さない行為のあった者に対して、当該資格の認定を取り消すことができる。

付 則

1. この細則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。
2. この細則は、平成22年6月に改定し、平成22年7月1日から施行する。